

介護保険料 が変わります

介護保険
シリーズ

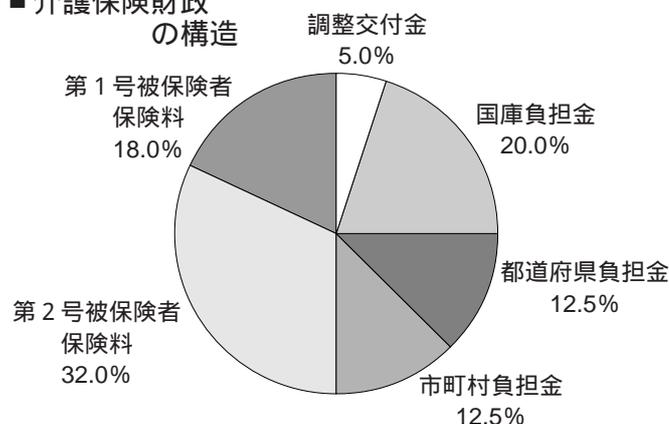
介護保険料は、サービス量の見込みなどを考慮して3年ごとに見直すことになっているため、平成15年度以降の保険料が変わります。また、平成12年度から14年度までは、初めての制度でもあり、国の軽減策で介護保険料が通常よりも安くなっていましたが、平成15年度以降は通常の保険料となります。低所得者に対する保険料の軽減は続けますが、改めて内容をお知らせします。

■ 保険料の財政

介護保険は介護を必要とする方が、訪問介護などの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用した場合、これを社会全体で支える仕組みとなっています。

介護に要する費用は、公費で50%、保険料で50%を賄うこととしており、保険料の内訳として18%は65歳以上の方(第1号被保険者)、32%は40歳から64歳までの方(第2号被保険者)で負担することになっています。

■ 介護保険財政の構造



■ 平成15年度から17年度の介護保険料

段階別	年額保険料	賦課基準	賦課対象者
第1段階	20,300円	基準額×0.5	生活保護、老齢福祉年金受給者等
第2段階	30,400円	基準額×0.75	市町村民税世帯非課税の者
第3段階	40,600円	基準額×1.0	市町村民税本人非課税の者
第4段階	50,800円	基準額×1.25	合計所得200万円未満の者
第5段階	60,900円	基準額×1.5	合計所得200万円以上の者

基準額は第3段階の保険料となります

■ 納め方には二つの方法があります〔二つを併用する方法もあります〕

① 普通徴収〔自分で納める方法です〕

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

納期限は納付月の月末ですが、休日などにより翌月の初旬となることがあります。

② 特別徴収〔年金から引取りする方法です〕

月別	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	仮徴収			本徴収		
内容	前年度に年金から引取りされていた方が仮徴収の対象者です。見込みで引取りします。			確定した年額保険料と仮徴収で引取りされた額の差額が本徴収として年金から引取りされます。		

▼お問合せ先 すこやか健康センター内 健康管理課介護保険係 ☎2-6020
E-メールアドレス sukoyaka@town.haboro.hokkaido.jp